⑶　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第１項第２号から第４号までに規定する18年の課程を修了した者及び平成27年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者
⑷　学校教育法施行規則第156条第１号から第４号までの規定に基づき、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び平成27年３月31日までに修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与される見込みがある者
⑸　防衛医科大学校の教育訓練を修了した者及び平成27年３月31日までに当該教育訓練を修了する見込みがある者
２　平成26年度裁判所職員採用総合職試験公告第４受験資格の項の２の⑵のイの「最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格を有すると認める者」及び平成26年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）公告の第４受験資格の項の１の⑵のイの「最高裁判所がアに掲げる者と同等の資格を有すると認める者」は、次に掲げる者とする。
⑴　学校教育法第102条第２項の規定に基づき大学院に入学したことのある者
⑵　学校教育法第104条第４項第１号の規定に基づき学士の学位を授与された者
⑶　学校教育法第104条第４項第２号に規定する課程を修了した者及び平成27年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者
⑷　学校教育法施行規則第155条第１項第２号から第４号までに規定する課程を修了した者及び平成27年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者
⑸　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第１項第５号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）及び平成27年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者
３　平成26年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）公告の第４受験資格の項の１の⑵のエの「最高裁判所がウに掲げる者と同等の資格を有すると認める者」は、次に掲げる者とする。
⑴　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が２年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを修了した者及び平成27年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者
⑵　農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第７条第１項第５号に掲げる事業等を行う農業者研修教育施設（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び平成27年３月31日までに当該農業者研修教育施設を卒業する見込みがある者
⑶　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第１項若しくは第２項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程（以下「短期大学校等の専門課程」という。）又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第60号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされた職業訓練（専門課程の高度職業訓練に限る。）の訓練課程を含む。以下同じ。）を修了した者及び平成27年３月31日までに短期大学校等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する見込みがある者
⑷　森林法施行令（昭和26年政令第276号）第９条の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育機関（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び平成27年３月31日までに当該教育機関を卒業する見込みがある者
⑸　学校教育法施行規則第155条第２項第３号から第５号までに規定する課程を修了した者及び平成27年３月31日までに当該課程を修了する見込みがある者
⑹　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間２年以上のものに限る。）の卒業者及び平成27年３月31日までに当該課程を卒業する見込みがある者
⑺　都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び平成27年３月31日までに当該農業講習所を卒業する見込みがある者

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２９４号
横浜市青葉区元石川町6300番地１　シャンハピネス210
債務者　中曽　一郎
１　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　杏子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前11時40分
５　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９５号
横浜市青葉区元石川町6300番地１　シャンハピネス210
債務者　中曽　律子
１　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野口　杏子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午前11時40分
５　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０４号
和歌山県岩出市西野211番地の１　401号
債務者　廣畑　幸治
１　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　淺尾　隼人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３８号
名古屋市天白区久方１丁目148番地　相生山団地８号棟305号室
債務者　北元　茂周
１　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　孝規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月11日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８号
愛知県東海市加木屋町西御門38番地の13
債務者　中野　月江
１　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢崎　信也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８１号
宮崎市高千穂通１丁目３番26号　白陽ビル503号
債務者　高平小枝子
１　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　孝浩
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３号
静岡県下田市３丁目３番７号
債務者　横山　茂子
１　決定年月日時　平成26年３月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　圭太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午後４時
５　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
静岡地方裁判所下田支部